

平成30年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《自立センターあづま指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>① 管理運営業務報告を適正に行うべきもの</p> <p>協定書及び仕様書によると、指定管理者は、毎年度終了後、事業所の管理運営業務に関する事項を記載した報告書を提出することとされており、記載事項の一つとして管理の実施状況を定めている。</p> <p>平成28年度及び29年度の報告書によると、維持管理業務の一つとして「特別清掃(床等ワックス)」を記載しているが、実際には両年度とも当業務を実施していない。</p> <p>指定管理者は協定書及び仕様書に基づき、正しく管理運営業務報告を行うべきである。</p> <p>また、本市所管局は、実施状況を確認のうえ、指定管理者が管理運営業務報告を適正に行うよう指導すべきである。</p>	<p>床等ワックスかけの実施については、床面の状態を見たうえで、指定管理者が判断しているが、平成28・29年度については実施していなかったにもかかわらず、管理運営実績報告書へ記載をしていた。</p> <p>指摘を受け、平成28・29年度の実績報告書から「特別清掃(床等ワックス)」の記載を削除するよう指示し、提出を受けた。</p> <p>今後の報告書作成にあたっては、内容確認を徹底するよう指導した。</p>	<p>措置済</p>
<p>② 備品管理を適正に行うべきもの</p> <p>協定書の仕様書では、「神戸市に帰属する物品については、神戸市物品会計規則等(以下、「規則等」という。)に基づいて管理する」と定めている。</p> <p>しかし、事業所の調理室の備品については、規則等に基づく管理簿に記載されていなかった。</p> <p>指定管理者は、協定に基づき、本市に帰属する備品については、規則等に基づいて、本市の定める備品管理簿で管理を行うべきである。</p> <p>また、本市所管局は、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導すべきである。</p>	<p>事業所の調理室は、以前は旧吾妻小学校で使用されており、備品についても小学校で使用していたものを引継いだものであるが、管理簿での管理ができていなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘を受け、指定管理者と備品の確認を行ったうえで、平成31年3月5日付で備品管理簿への登録を行った。</p> <p>また、備品の異動があった際に、本市に報告する等、適切に備品を管理するよう、指定管理者を指導した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 意見</p> <p>① 協定書に基づく報告について</p> <p>協定書では、指定管理者は、年度終了後、事業所にかかる自立支援給付費実績報告書を作成し、市に提出しなければならない、とされている。</p> <p>平成29年度の実績報告書では、月別で記載している給付費の金額の記載誤りが見られた。</p> <p>報告書は、所管局が事業実績を把握し、評価していくための一つの基準となるものであるから、指定管理者においては、正確な報告書の作成に努められたい。</p>	<p>指定管理者が自立支援給付費実績報告書を作成する際に、平成29年4月から平成30年2月分の自立支援給付費に過誤請求があったにもかかわらず、それが反映されていない過誤請求前の請求額を基に作成したことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘を受け、実際の請求額と一致する金額に修正するよう指示し、提出を受けた。</p> <p>今後の報告書作成にあたっては、内容確認を徹底するよう指導した。</p>	<p>措置済</p>